

令和5年1月23日

大阪社会保障推進協議会 様

大 阪 市 天 王 寺 区 長
〔担当：企画総務課（辰巳・太田）〕
〔電話：06-6774-9910〕

市政・区政についての要望書について（回答）

平素は何かと大阪市政にご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和4年11月18日付けでいただきました「2022年度大阪市24区キャラバン行動要望書」につきまして、別紙のとおり回答いたします。

今後とも本市・天王寺区行政にご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

番号	1. ①
項目	<p>介護保険に関して 全国の市の中でとび抜けて高くなっている大阪市の介護保険料を引き下げよう区として必要な意見具申等を行うこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>介護保険制度は高齢者の介護を社会全体で支えあうために創設された社会保険制度であり、介護保険の運営に必要な費用にかかる公費負担と保険料負担の割合が法令により定められております。</p> <p>本市では一人暮らしの高齢者や低所得者が多く、また、全国と比べると認定率が高く、介護サービスを受けられる方が多い状況となっており、介護サービスに係る費用も大きくなっております。令和3年度から令和5年度までの第8期の介護保険料につきましては、こうした状況に加え、介護保険料に直結する国の介護報酬の増額改定の影響により、基準となる月額保険料を8,094円となっております。</p> <p>本市においては、低所得者の保険料軽減として、保険料段階が第1段階から第4段階の方を対象として、国による「公費投入による低所得者保険料軽減」を実施するとともに、保険料段階が第1段階から第4段階で、世帯全員が市町村民税非課税で生活に困窮しておられる方に、第4段階の保険料の2分の1に相当する額まで軽減する制度を設け、実施しております。</p> <p>今後さらなる高齢化の進展による給付費の増加や介護報酬改定などの影響により介護保険料の上昇が見込まれる中、介護保険制度の持続可能性を確保するため、国の社会保障審議会において低所得者の保険料上昇抑制について議論されているところであり、本市として国に対して要望している介護給付費の財源に占める国の負担割合の引き上げを含め、区として動向を注視してまいります。</p>	
担当	天王寺区役所 保健福祉課（介護保険） 電話：06-6774-9859

番号	1. ②
項目	介護保険に関して <u>介護保険料に関する相談には懇切丁寧に行うこと。</u> また、相談を通じて把握した高齢者の生活実態について独自に調査を行い介護保険料を検討する参考資料とすること。
	(回答) 介護保険料に関する相談については、これまでから、窓口等に相談に来られた被保険者の状況を聞き取り、その方の状況に応じて、保険料段階の説明や軽減の制度についてのご案内を行っているところです。できる限り丁寧な対応を行っているところであり、引き続き、適切な対応に努めてまいります。 (下線部について回答)
担当	天王寺区役所 保健福祉課 (介護保険) 電話：06-6774-9859

番号	1. ②
項目	<p>介護保険に関して <u>介護保険料に関する相談には懇切丁寧に行うこと。また、相談を通じて把握した高齢者の生活実態について独自に調査を行い介護保険料を検討する参考資料とすること。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>令和6年度から8年度を計画期間とする次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における介護保険料の検討にあたっては、現在、無作為抽出した高齢者等を対象に、高齢者等のニーズを的確に把握するため高齢者実態調査を行っているところであり、今後、有識者等が参画する大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会において、集計結果をもとに計画策定に向けた議論を行う予定です。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理） 電話：06-6208-8028

番号	1. ③
項目	<p>介護保険に関して 介護保険料納付困難者（滞納者・未納者）については一方的な滞納処分を行わないこと。生活再建につながる相談援助を関係各機関と連携して行うこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>介護保険制度は、被保険者の皆様が保険料を負担し、相互に助けあう社会保障制度です。介護保険料の滞納は、歳入の確保といった介護保険運営上の問題にとどまらず、被保険者間の負担の公平性を損なうものであることから、滞納被保険者に対する粘り強い納付督促を行いながら、滞納保険料の圧縮・解消に努めているところです。</p> <p>介護保険料については、介護保険法第 144 条により、「地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定する法律で定める歳入とする」と規定されており、地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定される歳入については、納期限までに納付がない場合、期限を指定して督促を行い、督促による納付期限までにその納付すべき金額の納付がない場合には、地方税の滞納処分の例により処分することができると規定されています。</p> <p>本市では、納付期限までに介護保険料の納付がない場合、あらためて納付期限を定め、督促状を送付し納付をお願いしているところであり、督促状送付後においても、お電話や文書の送付、必要に応じて訪問を行うなど、きめ細やかに納付のお願いをしているところです。しかしながら、納付のご相談や特段の事情がないまま滞納が累積している場合には、やむを得ず上記規定に基づき、滞納処分（差押え）を執行しています。</p> <p>なお、納付困難の相談対応時等に、生活の困りごと等を把握した場合には、適切な相談支援機関を案内するなど、丁寧な対応を行っているところです。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付） 電話：06-6208-8059</p>

番号	1. ④
項目	<p>介護保険に関して 介護保険料滞納者に対する制裁措置（給付減額、償還払い化等）は、要介護者の生活に重大な影響を与えるものであり、行わないこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>介護保険制度は、被保険者の皆様が保険料を負担し、相互に助けあう社会保障制度です。保険料滞納者に対する給付制限については、介護保険法の規定に基づき行っているものであり、負担の公平性の観点からも必要な措置であると考えております。</p> <p>なお、介護保険料の滞納は、歳入の確保といった介護保険運営上の問題にとどまらず、被保険者間の負担の公平性を損なうものであることから、滞納被保険者に対する粘り強い納付督促を行いながら、今後とも、滞納保険料の圧縮・解消に努めてまいります。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付） 電話：06-6208-8059

番号	1. ⑤
項目	<p>介護保険に関して 低所得者に対する介護保険料減免制度を積極的に周知・広報するとともに運用を柔軟に行うこと。収入の認定にあたってはすべての社会保険料、医療費等を控除する扱いとすること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市における介護保険料の減免制度については、介護保険パンフレット（ハートページ）に記載し、市役所・区役所・その他関係機関の窓口に着用するとともに、減免制度の説明ビラを各区窓口に設置し、来庁者に案内することで制度周知に努めております。</p> <p>また、65歳年齢到達者や市外転入者等の新規資格取得者全員に介護保険被保険者証を送付する際にも、介護保険料の減免制度を記載した介護保険ハンドブックを同封し、周知しております。</p> <p>なお、収入要件の基準額については、国制度の社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の収入要件を参考に、他都市の実施状況等を勘案して設定しております。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付） 電話：06-6208-8059</p>

番号	1. ⑥
項目	<p>介護保険に関して 要介護認定は適切かつ迅速になされるよう区として必要な対応を行うこと。また、申請代行を行った居宅介護支援事業者等からの認定の進捗状況及び認定結果等の問い合わせにも適切に対応すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、事務処理の効率化のため、従前まで区役所で行っていた要介護・要支援認定業務の一部の業務について集約的に事務管理を行うとともに、民間委託事業者へ委託して民間事業者のノウハウを活用することにより効率的・効果的な事務が行えるよう「認定事務センター」を設置しております。</p> <p>要介護認定申請に対する処分は、特別な理由がある場合を除き当該申請を受理してから30日以内に行わなければならない旨、介護保険法に定められているところであり、その遵守に向けた注力は保険者としての務めであると考えており、意見書及び認定調査票の回収に要する時間短縮を図るとともに、認定事務センターの安定的な稼働に努めるなど、迅速な要介護認定の実施に努めております。</p> <p>いただいたご意見につきましては、認定事務センターの所管である福祉局へお伝えします。</p> <p>また、申請代行を行った居宅介護支援事業所等からのお問合せに対しましても、認定事務センターと連携し、できる限り丁寧な対応を行っているところであり、引き続き、適切な対応に努めてまいります。</p>	
担当	天王寺区役所 保健福祉課（介護保険） 電話：06 - 6774 - 9859

番号	1. ⑦
項目	<p>介護保険に関して 虐待や孤立、近隣とのトラブルやサービス拒否など困難を抱えた利用者の支援をケアマネジャーや介護サービス利用者に任せず、区役所と地域包括支援センターが「支援困難者」のケアマネジメントを担当するなどの対応を行うこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>地域包括支援センターでは、個々の高齢者等の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、他の職種や地域の関係者、関係機関と連携し、助言等を行うこととしています。</p> <p>複合的な課題を含む相談については、地域包括支援センターが様々な関係機関と連携・協力して対応していますが、既存のしくみでは解決できない場合には、各区において、総合的な相談支援体制の充実事業を活用し、様々な分野の相談支援機関や地域の関係者等が一堂に会し支援方針等を話し合う「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催するなど、支援が困難な事例の解決に向けて取り組んでいるところです。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（地域包括ケア） 電話：06-6208-8060 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理） 電話：06-6208-8028 福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7951</p>

番号	1. ⑧
項目	<p>介護保険に関して 要支援者のホームヘルプサービス（訪問型サービス）は、「生活援助型」となることにより、大幅に下がった報酬となったため、サービス時間の短縮やサービス拒否などの事態も起こっている。介護予防型の訪問サービスが幅広く利用できるように地域包括支援センターと連携して改善をはかること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、サービス利用対象者に対して適切なサービスが提供されるよう、介護予防ケアマネジメントを行う際に介護予防型訪問サービスの利用が必要かどうかを客観的に判断するための指標を設けています。</p> <p>なお、当該振分の仕組みによると介護予防型訪問サービスの利用対象者に該当しない場合であっても、サービス利用対象者の状態像によりケアマネジャーと地域包括支援センターが介護予防型訪問サービスの利用が必要と考えるケースについては、介護予防型訪問サービスを利用していただいています。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（地域包括ケア） 電話：06-6208-8060 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理） 電話：06-6208-8028</p>

番号	2. ①、②、③
項目	<p>医療・公衆衛生について</p> <p>① 大阪の死者数の多さは、医療機関側の課題というより、感染者を増やさない対策、つまり行政の責任が大きい。2010年の「新型インフルエンザ対策総括会議報告書」には感染症危機管理に関わる体制の強化として「感染症対策に関わる危機管理を専門に担う組織や人員体制の大幅な強化、人材育成」の必要性を説き「感染症対策に関わる人員体制や予算の充実なくして、抜本的な改善は実現不可能」と指摘している。新型コロナウイルス感染症対策の強化も含めた緊急時に対する医療供給体制の強化として、保健センターを活用した発熱・検査センター設置を検討すること。</p> <p>② 感染拡大の一番多い大阪市の対策の遅れは明らかであり、上記を進めるためにも、また保健所業務の逼迫をはじめ、感染者や医療機関への各種支援制度の対応の遅れを解消するために、大阪市に対して医療と公衆衛生分野への人員体制と予算の充実を求めること。</p> <p>③ 当面、区保健センターが公衆衛生分野の対応強化について積極的に取り組むこと。</p>
	<p>(回答)</p> <p>新型コロナウイルス感染症における保健所体制については、この間、段階的に拡充強化しており、第7波に対しては、1日1万人の陽性者にも対応できる体制を予め整備してきたところです。</p> <p>医療体制につきましては、十三市民病院を新型コロナウイルスの専門病院として運用するとともに、大阪府と連携し、病床確保に取り組むほか、自宅療養者に対しては、医師によるオンライン診療・往診が受けられる体制を整えてまいりました。</p> <p>第8波での対策につきましては、インフルエンザとの同時流行も懸念されることから、発熱患者からの保健所へのお問い合わせの増に対応するため、コールセンターの回線数を現在の388回線から608回線に臨時増設し、高齢者をはじめとした重症化リスクのある方には発熱外来をご案内するほか、軽症者には検査キットの無償配布のご案内や、必要に応じて、24時間対応のオンライン診療の紹介、往診の調整などについて、丁寧な対応に努めております。</p> <p>また、診療・検査体制につきましては、休日や年末年始に発熱された方の受診機会を確保するため、既設の診療検査医療機関に加え、市立総合医療センター、十三市民病院、大阪公立大学附属病院をはじめ、市内20病院の協力により、休日等の臨時発熱外来を新たに13か所で開設したところです（令和4年12月9日現在）。</p> <p>保健福祉センターにつきましては、今年度から、平常時にはアウトリーチをはじめ各種地域保健活動に従事するとともに、非常時には速やかに保健所に参集する「健康危機管理担当保健師」を、各区に増員配置しております。</p>
担当	<p>健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0739</p> <p>健康局 健康推進部 健康施策課 電話：06-6208-9951</p>

番号	2. ④
項目	<p>医療・公衆衛生について</p> <p>2017年に一元化した府立公衆衛生研究所と大阪市立環境科学研究所をもとに戻し、政令指定都市大阪市として公衆衛生行政に責任を持てる体制に再編することを大阪市に求めること。</p>
<p>(回答)</p> <p>地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所は、大阪市立環境科学研究所と大阪府立公衆衛生研究所が統合し、平成29年4月1日に発足しました。</p> <p>同研究所はこれまでと同様大阪府市の地方衛生研究所として、公衆衛生に係る調査研究、試験検査及び研修指導並びに公衆衛生情報等の収集、解析、提供等の業務を通じて、健康危機事象への積極的な対応をはじめ、行政機関等への科学的かつ技術的な支援を行い、住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与するということはもとより、西日本の中核的な地方衛生研究所に相応しい機能を備えることができるよう、健康危機に関わる情報収集・発信機能の充実、疫学調査への積極的な助言・支援等、疫学解析研究の推進及び試験検査に係る信頼性を確保する体制の強化などの機能強化を図ることとしており、必要な予算について措置を行っています。</p>	
担当	健康局 総務部 総務課 電話：06-6208-7367

番号	3. ①
項目	<p>国民健康保険について</p> <p>全国一高い大阪府統一保険料に合わせると大阪市国保料は大幅値上げとなり、収納率低下が予想される。区民の現状から区として 2024 年度国保統一延期の意見を大阪市にあげること。</p>
<p>(回答)</p> <p>国民健康保険は、国民皆保険制度の根幹として極めて重要な役割を果たしていますが、加入者に高齢者や低所得者が多く、財政基盤が脆弱であるという構造的な問題を抱えています。加えて、高齢化の進展や社会情勢の変化に伴い、一市町村で長期に安定した運営を行うことは困難であり、このままでは国民皆保険制度の維持すら難しい状況となっています。</p> <p>このような中で、平成 30 年度から国保財政運営の都道府県単位化が実施されました。都道府県単位化にあたり、大阪府においては、府内市町村の保険料は、被保険者間の負担の公平性の観点から、府内のどこにお住まいでも「同じ所得・同じ世帯構成」であれば「同じ保険料額」とすることとしており、本市としても府の方針に沿った対応を行っており、具体的には、府が算定する「事業費納付金」及び「標準保険料率」に基づき、令和 5 年度までの経過措置期間を経て「府内統一保険料率」となるよう改正を行っていくこととしています。</p> <p>いただきましたご意見につきましては、本市の制度所管である福祉局へお伝えします。</p>	
担当	天王寺区役所 窓口サービス課（保険年金） 電話：06-6774-9956

番号	3. ②
項目	<p>国民健康保険について コロナ傷病手当金については、被用者だけでなく自営業者・フリーランスにも適用できるものとし、また、コロナ以外の病気にも対応できるよう拡大すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>国民健康保険における傷病手当金制度は、国の新型コロナウイルス感染症にかかる緊急対応策に基づく、緊急的・特例的な措置となっており、保険者に財政的な負担が生じないよう全額国からの財政支援により実施されています。</p> <p>本制度の対象者は、国民健康保険にご加入の被用者が、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに、療養のため就労することができず給与を受けられない場合に支給することとしております。自営業者やフリーランスへの適用拡大については、今後の国の動向を注視してまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（給付） 電話：06-6208-7967

番号	3. ③
項目	<p>国民健康保険について コロナ禍に加え物価高が被保険者を直撃している。滞納処分の停止をこれまで以上に積極的に行うこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>国民健康保険料収入の確保は単に財政面だけでなく、被保険者の負担の公平性を確保する観点からも重要であり、適切な収納対策は保険者としての責務であると認識しております。</p> <p>保険料滞納世帯に対しては、文書送付や電話などにより接触を図り、納付相談、納付指導を行う中で、個々の事情の把握に努めるとともに、必要に応じて減免制度をお示しするなど、日頃からきめ細かく丁寧な対応を行っています。</p> <p>それでもなお、保険料を納めていただけない世帯に対しては、関係法令に基づき財産調査を行い、その結果財産が判明した場合には、判明した財産が差押禁止財産に該当しないことやその財産の状況などを慎重に審査した上で、まず差押予告を行い、保険料滞納世帯との接触を図り、個々の事情を十分お聞かせいただくとともに自主的な納付を促しております。</p> <p>これによってもなお、特別な事情がないにもかかわらず、保険料を納めていただけない場合は、関係法令に基づき適正に差押え等の滞納処分を行っております。</p> <p>また、滞納処分を行う財産がないなどの理由により、納付能力がないと本市が判断したときは、関係法令に基づき、納付能力が回復するまで滞納処分の停止等を行っております。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（収納） 電話：06-6208-9872

番号	4. ①
項目	<p>検診について</p> <p>特定健診では巡回健診、日曜健診、出張健診など積極的な施策を実施すること。また、委託事業所への補助や場所の提供を行なうこと。同時に健診項目を増やすこと、当面「詳細な検診」で実施している貧血検査・心電図検査・眼底検査・血清クレアチニン検査は即時に健診項目に追加すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市国民健康保険では、特定健康診査をより受診しやすいものとするため、特定健康診査の受診費用を無料とするとともに、身近な地域で受診できるよう各区保健福祉センターや小学校等を活用し実施しています。集団健診においては、特定健康診査とがん検診の同時実施や、休日開催等、健診機会の確保に努めています。</p> <p>健診項目について、国が定める基本的な健診項目に加え、事業開始当初から、血糖検査は空腹時（随時）血糖及びHbA1cの両検査を実施しています。平成25年度からは、腎機能検査（血清クレアチニン・血清尿酸検査）を実施しています。</p> <p>医師が必要と判断した場合に実施する詳細な健診（貧血検査・心電図検査・眼底検査）については、無料で実施しています。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保健事業） 電話：06-6208-9876

番号	4. ①. ii)
項目	<p>検診について</p> <p><u>特定健診・がん検診の受診率向上のため、抜本的な対策を講じること。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市国民健康保険では、特定健康診査の受診率向上の啓発について、対象となる全ての方に受診券を送付するとともに、国保健診ガイド（パンフレット）、お住まいの区の取扱医療機関・集団健診会場一覧を同封し、受診を勧奨しています。加えて、未受診の方に向けて、特定健康診査の受診について電話勧奨を行っています。</p> <p>また、特定健診とがん検診のセット受診を促進するとともに、平成 30 年度から、特定健診基本項目を充足する 1 日人間ドックの自己負担額の引下げや無料コース対象者の拡充を行うことにより、受診率の向上を図っています。</p> <p>さらに、令和 2 年度からは、不規則の受診者等に対し、A I を用いた効果的なグループ分け（性、年齢、居住地域、健診結果、健診履歴等のデータを活用）を行い、グループ特性に基づく受診勧奨メッセージを作成し受診勧奨を行っています。</p> <p>これまでも受診率の向上に向けて、様々な方策を実施しているところですが、その効果についての分析や評価を行い、より効果的な受診勧奨となるよう検討を進めてまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	<p>福祉局 生活福祉部 保険年金課（保健事業） 電話：06-6208-9876</p>

番号	4. ①. ii)
項目	<p>検診について</p> <p>特定健診・<u>がん検診の受診率向上のため、抜本的な対策を講じること。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>がん検診の受診率向上に向けては、より効果的な周知・啓発を行うため、本市のがん検診受診要件を備える国民健康保険加入者に対し、担当部署と連携し次の取り組みを行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の年齢の国民健康保険加入者に対し、胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん、前立腺がん検診の個別受診勧奨を行っております。 ・子宮頸がんの罹患率が高まる若年層の女性の国民健康保険加入者に対し、子宮頸がん検診の個別受診勧奨を行っております。 <p>また、近年未受診者（過去にがん検診の受診歴があるが、近年受診歴のない市民）に対する個別受診勧奨や50歳の市民に対する胃がん検診及び前立腺がん検診の個別受診勧奨も実施しております。</p> <p>今後も関係各所と連携し、より効果的な周知・啓発を行うなど、更なる受診率の向上に努めてまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9943

番号	4. ②
項目	<p>検診について</p> <p>生活保護利用者の健診(大阪市健康診査)は、申請制度をやめ、国民健康保険と同様に新年度の初めに「受診券」を送付すること。なお、当面は、現行の「健康診査」については、通年受付とし、ケースワーカー等の指導を含め周知を徹底すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>生活保護受給者であっても、社会保険に加入している方や入院中である方、また、お勤め先等で健康診断を受診できる方等につきましては、大阪市健康診査の対象外となるため、まず、受診の申込をしていただき、資格確認を行ったうえで、受診券や個人票を発送することとしています。</p> <p>また、生活保護主管担当課においては、40歳から64歳で、直近1年に生活習慣病やがんによって医療機関を受診した経歴がなく、かつ入院・入所していない受給者を対象に啓発チラシを活用して勧奨を行っています。また、65歳以上の受給者世帯には啓発チラシの配布を行い周知しています。</p> <p>引き続き健康局及び福祉局で連携し、対象となる方への周知が行き届くよう様々な機会を捉えた制度周知を行うとともに、未受診者への積極的な受診勧奨に取り組み、受診率向上に努めてまいります。</p>	
担当	<p>健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9943</p> <p>福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8021</p>

番号	5. ①
項目	生活保護及び困窮者支援について 単身者が生活保護申請に行ったときに「施設入所が前提条件」であるかのようなことを言わないこと。
	(回答) 大阪市では、安定した住居のない状況の方から生活保護の申し込みがあった場合、申込者が要保護状態であり居宅生活が可能であると判断したときには、住宅の敷金扶助の手続きを進めるとともに、再び住居のない状況に戻らないよう居宅生活への移行に向けた支援を行っています。
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8014

番号	5. ②
項目	<p>生活保護及び困窮者支援について</p> <p>女性の相談者、申請者に対して「身体を使って働けばいい」というセクハラにも取られる発言をする受付面接員が何人もいる。こうした人権侵害をしないよう指導を行うこと。またDVから逃げてきた赤ちゃんを抱えている若いママさんに対して「家を探してから来て」とか「保育所を探して働け」などという発言をする受付面接相談員も多々いる。指導をすること。</p>
	<p>(回答)</p> <p>相談・申請に来られた方に対しては、今の生活状況をお聞きした上で、生活保護法の趣旨や他法・他施策を紹介するなど社会保障や福祉制度を総合的に考慮検討して、その方にとって役立つ方策をさぐる一方で、申請の意思確認について必要な援助を行うよう配慮し、申請意思を確認した方には申請していただいています。</p>
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8014

番号	5. ③
項目	<p>生活保護及び困窮者支援について 受付面接員は面談記録をきっちりととり、他の面接相談員にも共有し、なんども同じ話の聞き取りを行わないこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>相談・申請に来られた方からは今の生活状況をお聞きし、聞き取った情報については記録を作成し、内容については速やかに保健福祉センター内で共有を図っています。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8014

番号	5. ④
項目	生活保護及び困窮者支援について 殆ど意味のない「扶養照会」を行わないこと。
(回答) 扶養援助を受けることができる方は、この援助を最低限度の生活の維持のために活用することが保護に優先するとされており、扶養援助を受けることができると思われる方については、扶養義務者の方に援助の可否をお伺いし、援助をお願いしています。ただし、これまでの生活歴等から扶養援助が期待できない方、扶養援助をお願いすべきではない方に対し、一律に扶養をお願いするというのではなく、個々の状況から判断して行っています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	5. ⑤
項目	<p>生活保護及び困窮者支援について 区内でフードバンク・フードパントリー・お弁当配布などを行う団体に対して無料での会場提供など支援を行うこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、生活保護に至る前の段階の第2のセーフティネットとして、生活困窮者自立相談支援窓口を各区役所に設置しております。</p> <p>生活困窮者支援を通じて、関係機関・関係者のネットワークを構築し、「食」支援も含んだ他事業やインフォーマルな支援の活用を行いながら、対象者の自立までを包括的・継続的に支援できる地域づくりを進めています。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話：06-6208-7959

番号	6. ①
項目	<p>防災対策の強化を <u>小学校体育館に冷暖房設備及び洋式トイレの設置をすること。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市では、令和2年度から大阪市立中学校の体育館への空調機の設置工事に着手しており、今年度に全127校への設置を完了する予定です。</p> <p>猛暑時の大規模災害においては、避難が長期化した場合における高齢者等のいわゆる災害弱者をはじめとする避難者の二次被害が想定され、避難所での二次被害を防止するセーフティネットの観点から、避難所生活の環境確保を図るために設置したものです。</p> <p>また、猛暑時の暑さ対策の面に加えて、平時の教育現場における熱中症対策という観点においても効果的であることから、夏場の部活動等実施時にも空調機を活用しているところ です。</p> <p>避難が長期化した場合には避難所を中学校へ集約いたしますが、集約前の避難所である小学校での避難においては、空調機が設置されている普通教室や特別教室の活用、そして可動式の冷風機の調達・設置などの対応も可能であると考えており、平時も含めた効果としては、全小学校体育館への空調機設置は中学校体育館よりも小さいことから、現在のところ、小学校体育館の空調機につきましては、防災対策の観点からは設置する予定はございません。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7379

番号	6. ②
項目	<p>防災対策の強化を 地震だけでなく台風などによっても、ライフラインの停止により生活弱者である障がい者・高齢者はより困難な生活を強いられる。例えば断水で給水車が来てもそこまで取りに行けない、エレベーターが止まってしまうと階段では動けない、避難所に行くこともできないため生活困難に陥る。また低所得者はストックがないため食糧支援がなければ生きていくことができないなど災害時には特段の支援策が必要となる。また24区ごとで状況が違う(市営住宅が多い、タワーマンションが多い、海沿いである、運河沿いである等々)ことから、24区ごとの具体策についてお答えいただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>天王寺区は上町断層帯地震等が発生すると大きな被害を受けると想定されることから、備蓄物資の充実や地域の活動体制を整備するとともに、地域・協力企業といった地域資源との連携による共助力の強化に取り組み、地域の力を結集して「防災力」の向上に取り組んでおります。</p> <p>特に、区内にはマンションなど集合住宅が多いという地域の実情をふまえ、マンションにおける自主防災組織の体制構築を支援し、災害時に速やかにマンション内での助け合い(共助)ができるようマンション防災の取組を進めています。</p> <p>今後も引き続き地域の力を結集して「防災力」の向上に取り組んでまいります。</p>	
担当	天王寺区役所 市民協働課(安全まちづくり) 電話:06-6774-9899

番号	6. ③
項目	<p>防災対策の強化を 高層住宅での災害時の対応マニュアルの作成など管理組合や施設管理者への指導を行うこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、一部の区において、防災の専門家の助言に基づき、マンション防災の出前講座やマンションでの安否確認訓練などを実施しております。また、既存マンションにおける防災力向上のための取り組みを支援するため、都市整備局において「既存マンション向け 防災力向上アクションプラン 策定マニュアル」を作成し、ホームページにおいて周知するとともに、冊子の配布も行っています。</p> <p>危機管理室としましても、マンション防災を推進するために、このような事例内容を全区に共有しております。</p>	
担当	危機管理室 危機管理課 減災対策担当 電話：06-6208-7380

番号	6. ④
項目	<p>防災対策の強化を 避難所で感染が広がらないように感染予防策を具体化すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、新型コロナウイルスの感染が流行している状況下において、避難所開設・運営する際の感染拡大の防止を目的に、「避難所開設・運営ガイドライン」の別冊を作成し、地域での避難所開設・運営の際に活用していただけるよう周知を図っているところです。</p>	
担当	<p>危機管理室 危機管理課 減災対策担当 電話：06-6208-7380</p>

番号	6. ⑤
項目	<p>防災対策の強化を 水害時に対応する高所避難ビルを拡大増やすこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、平成 23 年度から、津波からの避難を優先した取り組みのひとつとして、上町台地以西の 10 区（此花区、港区、大正区、西淀川区、住之江区、西成区、福島区、西区、淀川区、浪速区）において、津波避難施設（津波避難ビル）の確保を進めております。</p> <p>また、平成 25 年 8 月 8 日に大阪府より公表された「南海トラフ巨大地震に係る津波浸水想定」によって、新たに津波浸水のおそれがあるとされた 7 区（北区、都島区、中央区、旭区、城東区、鶴見区、住吉区）につきましても、上町台地以西の 10 区と同様に津波避難施設（津波避難ビル）の確保に努めております。</p> <p>さらには、津波浸水想定はないものの、河川氾濫（洪水）の浸水想定がある東部の 5 区（東淀川区、東成区、生野区、東住吉区、平野区）においても、平成 27 年度より津波避難施設（水害時避難ビル）の確保を進めております。</p> <p>なお、津波避難施設については、公共施設だけではなく、民間施設に対しても協力を働き掛け、確保に努めております。</p>	
担当	危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7384

番号	7. 1. ①
項目	<p>天王寺区区独自要望書</p> <p>国民健康保険・医療・健康診断について</p> <p>児童の予防接種（風疹、麻疹など）、とくにインフルエンザの予防接種はすべて無料にすること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市としましては、疾病の発生・まん延防止、国民の健康保持の観点から、ワクチンで防げる疾病については、可能な限り定期接種化すべきであり、既に定期接種となっているワクチンも含めた抜本的な制度の見直しを行い、地方公共団体の財政力によって予防接種事業に格差が生じることのないよう、国の責任により一元的に実施し、必要な財源をすべて確保することが国の責務であると考えています。</p> <p>今後も引き続き、他の政令指定都市と連携して、国に対して働きかけてまいります。</p>	
担当	健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0656

番号	7. 1. ②
項目	<p>天王寺区区独自要望書 国民健康保険・医療・健康診断について 障がい者の入院中の食事について、非課税の人は申請なしで医療費補助をうけられるよう、元にもどすこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>当該制度については、持続可能な制度とするため、平成 30 年度に助成対象者を保険者が非課税世帯の方に交付する「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「食事療養標準負担額減額認定証」（以下「減額認定証」という。）の対象者に限定する改正を行い、令和 3 年 10 月までは経過措置期間を設けておりました。</p> <p>従前の対象者については、「減額認定証」の資格が確認できない場合も助成の対象としておりましたので、特に確認は行っておりませんでした。</p> <p>経過措置の終了に伴い、助成対象者が「減額認定証」をお持ちの方に限定される運用となったため、令和 3 年度の医療証更新にあたっては「減額認定証」を確認した上で食事療養費の助成資格を認定させていただいたところです。</p> <p>令和 4 年度については、更新時のご負担を鑑み、食事助成資格をお持ちの方のうち、「減額認定証」の交付対象であることを本市の税台帳で確認できた方については、「減額認定証」の提出をお願いせずに食事助成資格がついた医療証をお渡しするよう変更いたしました。</p> <p>なお、大阪市の助成額は保険給付後の自己負担額であり、「減額認定証」による減額適用後の自己負担額となるため、実際に助成を受ける場合は「減額認定証」を取得の上、医療機関の窓口へご提示いただくか、オンライン資格確認（マイナ認定）ができる医療機関でオンラインにより「減額認定証」にかかる資格確認を受けて頂く必要がございます。</p>	
担当	<p>福祉局 生活福祉部 保険年金課（医療助成グループ） 電話 06-6208-7971</p>

番号	7. 2
項目	天王寺区独自要望書 介護事業・介護保険について 市営勝三住宅跡地に特別養護老人ホームなど福祉施設を建設すること。
<p>(回答)</p> <p>区内の市営住宅建て替え跡地である勝山・勝三住宅跡地の活用方針については、区の現状や課題を調査・検討し、最も必要な機能は、高齢者福祉機能（特別養護老人ホーム等）または子育て支援機能（保育所等）であると考えており、パブリックコメントでも希望するご意見を多数いただいたことから、これらを基本方針とした売却方法を検討し、令和2年11月に「市営勝山・勝三住宅にかかる建替余剰地の天王寺区活用方針」を策定しました。</p> <p>そのうち、もと勝山住宅跡地については、特別養護老人ホーム（定員 100 人）の設置を含むことを必須条件として開発事業者を公募し、令和4年4月に開発事業者と土地売買契約を締結しました。</p> <p>もと勝三住宅跡地については、令和8年3月末までの予定で貸し付けを行っており、令和8年度以降活用可能（予定）としておりますが、今後の状況を見ながら、売却方法の検討を行ってまいります。</p> <p>詳細は、天王寺区役所ホームページに掲載しております「市営勝山・勝三住宅にかかる建替余剰地の天王寺区活用方針」をご覧ください。</p>	
担当	天王寺区役所 企画総務課（事業戦略室） 電話：06-6774-9910

番号	7. 3. ①
項目	<p>天王寺区区独自要望書 子育て、教育について 大阪市立小中学校のトイレを洋式化すること。また女子トイレには生理用ナプキンを用意すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>生活様式や市民意識の変化に伴い、和式便器は使いづらいという声もあり洋式便器への変更や、衛生面に配慮した床のシート張りの採用などを計画的に執り行っているところです。</p> <p>学校のトイレは、児童・生徒の学校生活に重要な場所と考えており、引き続き、順次便器の洋式化を進めてまいります。</p> <p>また、大阪市立の小中学校においては、児童生徒が生理用品を必要としたとき、児童生徒の申し出に応じ、保健室等において対面で提供するという指導を行っております。</p> <p>しかしながら、保健室等の教員が不在のため申し出ることが出来ない場合や、何らかの理由で申し出が難しい場合等が考えられるため、児童生徒が安全安心に学校生活を送ることができるよう、従来の指導を踏まえたうえで、児童生徒が必要な時に生理用品を対面及び非対面で手に取ることができる環境の整備を進めているところです。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9091 教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9141</p>

番号	7. 3. ②
項目	<p>天王寺区区独自要望書 子育て、教育について ヤングケアラーの実態（天王寺区）を調査して、相談支援体制を整備するとともに、介護、家事、育児などの支援をつくること。</p>
<p>(回答)</p> <p>区ごとのヤングケアラー数については公表されていませんが、大阪市立中学校 128 校の 1 年生から 3 年生の生徒を対象とした実態調査（令和 4 年 7 月公表）によると、有効回答数のうち『ケアを「している」と回答した者すべてをヤングケアラーとみなした場合、ヤングケアラーの存在割合は約 9.1%であった』との結果になっています。</p> <p>今後、こどもサポートネットのスクリーニング会議等を通じて、学校やスクールカウンセラーと連携し、各種支援につなげていく予定です。</p>	
担当	天王寺区役所 保健福祉課（福祉サービス） 電話：06-6774-9854

番号	7. 4. ①				
項目	天王寺区区独自要望書 市営住宅について 区内の市営住宅の戸数と空き戸数を教えること。				
(回答) 区内の管理戸数と空家戸数については、次のとおりです。 <table border="1" data-bbox="209 792 552 891"> <tr> <th data-bbox="209 792 379 842">管理戸数</th> <th data-bbox="379 792 552 842">空家</th> </tr> <tr> <td data-bbox="209 842 379 891">1005</td> <td data-bbox="379 842 552 891">155</td> </tr> </table> ※R4.11月末時点 ※空家には、政策空家を含んでいます。 ※政策空家とは、建替改善事業や耐震改修事業等により募集していない空家をいいます。		管理戸数	空家	1005	155
管理戸数	空家				
1005	155				
担当	都市整備局 住宅部 管理課・入居契約担当 電話：06-6208-9264				

番号	7. 4. ②
項目	<p>天王寺区区独自要望書 市営住宅について</p> <p>10年、20年にわたって抽選に応募しても、希望する市営住宅に入れない人は、優先的に入居できるように配慮すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>市営住宅（公営住宅・改良住宅）は、法令において、災害や公共事業等の場合を除き、市民の皆様が公平に入居の機会を得られるよう、原則として公募（抽選）により入居者を決定することと規定されています。</p> <p>本市では、定期募集等の落選回数実績が11回以上の方を引き続き優先選考の対象とし、平成24年9月から例年4月・9月に11回落選実績保有者向け募集を実施しているほか、緊急に入居すべき事由を有する者に適時に対応するため、公営住宅等の空家の一部について随時募集を行っており、平成29年度より一部の住宅に限定して単身で居住され日常生活ができる方であれば、60歳未満の単身者の申込みを可能としております。</p>	
担当	都市整備局 住宅部 管理課・入居契約担当 電話：06-6208-9264

番号	7. 5. ①
項目	<p>天王寺区区独自要望書 公園の緑化について 公園の蝶やトンボ、セミなどが少なくなっています。公園の樹木は切らないで、緑化をすすめること。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市では、昭和 39 年の「緑化百年宣言」を契機として、公園樹や街路樹をはじめとした緑の量的拡充に重点をおいて、市民・事業者・行政が一丸となって緑化に取り組んできました。</p> <p>公園樹は、都市に季節感や潤いをもたらし、都市のイメージを高めるとともに、火災発生時の延焼防止や、生物の生息環境になるなど様々な機能を有しており、本市の貴重な緑であると認識しています。</p> <p>しかし、長年の管理の中で、一部の公園樹には、樹勢が衰えてきたものや、植栽場所によっては民有地への越境、公園施設の損壊など公園内外の安全に支障を来す恐れが生じています。</p> <p>そのような公園樹については、倒木等の事故を未然に防止し、公園利用者等の安全・安心を確保するため、撤去をしておりますが、撤去後は、樹木の健全な生長を促す空間を確保しつつ、必要に応じて生長の緩やかな高木や低木などに植え替え、樹木の健全な育成や公園の緑化に努めています。</p>	
担当	建設局 公園緑化部 緑化課 電話：06-6615-6891

番号	7. 6. ①
項目	<p>天王寺区区独自要望書 災害対策 防災の担当部局に女性職員を配置し、女性の視点での避難所など、防災対策をはかること。</p>
<p>(回答)</p> <p>防災・災害対策につきましては、職員も含め女性の意見もふまえる等、女性の視点にも立った取組となるよう努めてまいります。</p> <p>現在でも、地域での防災学習会や避難所開設訓練等の機会を通じて、女性等多様な視点に配慮した避難所の運営に努めることが、防災の取組を推進するうえで必要な要素であることを説明しています。今後も引き続き啓発に取り組んでまいります。</p>	
担当	<p>天王寺区役所 企画総務課 電話：06-6774-9625 天王寺区役所 市民協働課（安全まちづくり） 電話：06-6774-9899</p>

番号	7. 6. ②
項目	<p>天王寺区区独自要望書 災害対策 <u>自治体職員の正規職員化をはかり、増員すること</u> <u>自治体の人員削減、業務委託化、パート・派遣の導入は、災害時などの行政能力を著しく低下させており、抜本的に見直すこと。</u></p>
	<p>(回答)</p> <p>本市では、災害時に職員が行うべき分掌事務を定めるとともに、応急対策活動を迅速かつ的確に行うために必要な職員の動員体制や動員基準を定め、平時から訓練に努めています。</p> <p>さらに、災害時に備えて他の行政機関と相互に救援協力する体制を構築している他、民間企業等からも必要な協力を得るため各種協定を締結しています。</p> <p>また、令和4年3月に策定した「市政改革プラン3.1」のもと、必要な市民サービスは維持しつつ、スリムで効果的な業務執行体制の構築に努めており、他都市より多い状況にある技能労務職員については、「民でできることは民で」という考え方のもと、委託化、効率化を図り、削減を行っております。なお、技能労務職員以外は、削減することとしておりません。</p> <p>複雑化・多様化する行政需要への柔軟な対応を図るため、一定の期間内に終了することが見込まれる業務や、特定の学識・経験を要し常時勤務を必要としない業務、臨時の業務等については、任期付職員や会計年度任用職員、臨時的任用職員等の活用を図っております。</p> <p>(下線部について回答)</p>
担当	<p>総務局 人事部 人事課 (人事グループ) 電話：06-6208-7431 危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7388</p>

番号	7. 6. ②
項目	天王寺区区独自要望書 災害対策 自治体職員の正規職員化をはかり、増員すること 自治体の人員削減、 <u>業務委託化、パート・派遣の導入は、災害時などの行政能力を著しく低下させており、抜本的に見直すこと。</u>
(回答) 災害発生時等の緊急時においても、一定の行政能力を確保・維持することは非常に重要なことと認識しております。当区でも業務委託を行っておりますが、そうした臨時的・緊急的事態にも対応できるよう、日頃からの備えを怠りなくしておきたいと考えています。 (下線部について回答)	
担当	天王寺区役所 企画総務課 電話：06-6774-9625